

	(4) 雑用水の水質	
	ア. ～エ. [略]	[略]
	オ. 遊離残留塩素	0.1mg/L (結合残留塩素の場合は0.4mg/L) 以上であること。
施設・設備	(5)・(6) [略]	[略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目(3)については、毎学年1回、検査項目(4)については、毎学年2回、検査項目(5)については、水道水を水源とする飲料水にあつては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあつては、毎学年2回、検査項目(6)については、毎学年2回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方 法
(1) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)の水質	
ア. ～ウ. [略]	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)により測定する。
エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
オ. ～ケ. [略]	
コ. [略]	[略]
備考 [略]	
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
ア. ・イ. [略]	[略]

	(4) 雑用水の水質	
	ア. ～エ. [略]	[略]
	オ. 遊離残留塩素	0.1mg/l (結合残留塩素の場合は0.4mg/l) 以上であること。
施設・設備	(5)・(6) [略]	[略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目(3)については、毎学年1回、検査項目(4)については、毎学年2回、検査項目(5)については、水道水を水源とする飲料水にあつては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあつては、毎学年2回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方 法
(1) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)の水質	
ア. ～ウ. [略]	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)により測定する。 エ. の項目中、過マンガン酸カリウム消費量については、滴定法により測定する。
エ. 有機物等	
オ. ～ケ. [略]	
コ. [略]	[略]
備考 [略]	
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
ア. ・イ. [略]	[略]
備考 一 ア. の項目中、「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量は、滴定法により測定する。	